

「普通」の日韓関係へ

日韓は、基本的利益や戦略的利益を、もはや共有しえないのだろうか。韓国最近の行動と原理を読み解くことで、世界に開かれた、新たな日韓関係を展望する。「諱韓」することはない。

新潟県立大学教授
浅羽祐樹

あさは ゆうき 一九七六年生まれ。立命館大学卒、ソウル大学大学院政治学博士課程修了。博士(D.P.H.)。九州大学韓国研究センター講師(研究機関研究員)、山口県立大学准教授などを経て現職。北韓大学院大学招聘教授。著書に『戦後日韓関係史』『だまされなかった「韓国」』など。

「朝鮮半島の完全な非核化」をめぐる齟齬

五月に発足三年目を迎える文在寅政権は、和解・癒やし財団を解散し日韓「慰安婦」合意を実質的に骨抜きにしながらも、形式的には再交渉や破棄を求めている。大法院(韓国最高裁)が韓国政府の従前の立場とも異なる判決を示した旧朝鮮半島出身労働者(「徴用工」)問題についても、文政権は事態の收拾を図っていない。海上自衛隊の哨戒機に対する韓国海軍駆逐艦からのレーダー照射に至っては、偶発的な衝突につながりかねない重大事であるし、日韓が互いに「相手は嘘つきだ」と公然と言い争う事態になった。そもそも文政権に対日政策はあるのか。韓国とはもはや「基本的価値」だけでなく「戦略的利益」も共有しなくなったのか。日本の対韓政策のあり方、さらには朝鮮半島全体に対する戦略を展望する。

哨戒機と駆逐艦が対峙した日本海は本来、北朝鮮による瀬取りを日韓が共に監視すべき海域であるし、防衛協力だけは揺るがしてはならない分野のはずである。だからこそ、二〇一六年一月にようやく日韓GSO MIA(秘密軍事情報保護協定)を締結し、文政権もTHAAD(高高度地域防衛)と同じように、前任の朴槿恵政権の政策遺産を「清算」せず、一年ずつ二回、延長した。北朝鮮は一七年一月の火星一五号以来弾道ミサイルを発射していないが、日韓をすつぱり射程圏内に収めるスカッドやノドンは実戦配備されたままで、客観的な能力は低下していない。にもかかわらず、北朝鮮に対する「脅威」認識や対処法

は日韓で根本的に食い違っている。日本は非核化が実質的に進展するまで北朝鮮に対する制裁を維持するべきであるという立場であるのに対して、韓国は北朝鮮の「善意」に対して国際社会も「相応の措置」で応じるべきであると主張している。

韓国は昨年末、北朝鮮と鉄道を連結する着工式を挙行了際も、制裁の例外として位置付けた。式典までは米国も許容したが、それ以上の南北の経済協力の進展は北朝鮮の非核化が大前提である。そんな中、北朝鮮の金正恩国務委員長は新年辞を通じて、開城工業団地と金剛山観光の再開を呼びかけることで、国際的な制裁の隊列から韓国を切り離そうとしている。昨年九月の南北首脳会談で採択された平壤共同宣言では「条件が整い次第」と「応留保」されたが、この二つの事業は韓国の進歩派の間では「民族内部の問題」として理解される傾向が強い。

レーダー照射についても、漂流していた北朝鮮船舶に対する人道的な捜索救難活動を日本が妨害したと理解している。対日政策だけが欠如しているのではなく、外交安保全般が対北政策の従属変数に成り下がっているのが現状である。金委員長はさらに、「朝鮮半島における米韓合同軍事演習と戦略資産の展開も完全に中止しなければならぬ」と

し、トランプ大統領にも照準を絞っている。同盟も、価値や利害の共有よりも、損得を計算し、取引の対象とみなす米国のリーダーは、米韓同盟の存在意義を決して自明視していない。米韓は在韓米軍の費用分担を折り合えないまま年を越した。

在韓米軍の規模や有事即応能力は日本の防衛に直結する一方、日米同盟や在日米軍に対する日本の支援があつてこそ韓国防衛が担保されてきたはずである。米韓を蝶番とする「日米韓」連携の意義は「空気のよう」に見えるが、無くなってから惜しんでも取り返しがつかない。

南北(金委員長のソウル訪問)と米朝(二回目首脳会談)が板門店とシンガポールのように再び連動するのか、「朝鮮半島の完全な非核化」にかかる賭金は日本にとつても極めて高い。

「もはや無効」という賢慮は「もはや無効」か

三月一日と八月一五日は毎年、韓国大統領が日本に対して何らかの言及を行うのが恒例になっているが、二〇一九年は四月一日も「盛り上がる」ことが確実である。

一九一九年、三二「独立」運動によって上海に「大韓民国臨時政府」が「建立」されたのがこの日で、今年でちよ

うど百年を迎えるため、政府挙げて記念事業を行うことになっていく。韓国憲法の前文には、その「法統（英語版では the legacy）を継承」すると謳われているが、進歩派は「大韓民国臨時政府」の「建立」をもって「大韓民国の建国」そのものとみなし、四八年八月一日は「政府樹立」にすぎないとしている。そのため、一九一〇年の韓国併合条約による日本統治期は「日帝強占（日本帝国主義による強制的な占領）」にすぎず、不当で不法、「そもそも無効」となる。当時、中華民国も含めて、「大韓民国臨時政府」を国家や政府として承認した国は一つも存在しなかった。「朝鮮」は四五年八月一日の終戦／光復までは「大日本帝国」の領域だったし、「朝鮮の独立」は五年のサンフランシスコ講和条約で最終的に確定した。

日本統治期の法的性格は国交正常化交渉において最大の争点だったが、「もはや無効（already null and void）」（日韓基本条約第二条）というかたちで日韓両国が折り合い、六五年に妥結した。それ以来五〇年以上、この「不都合の合意（agree to disagree）」という双方のプラクティスの積み重ねによって日韓関係の法的土台が維持されてきた。旧朝鮮半島出身労働者問題に関する韓国司法の判決はこの土台を覆すもので、ただ単に日韓請求権協定に関する「解

釈及び実施に関する紛争」（第三条第一項）にとどまらない。同判決は日本企業だけでなく、「日帝強占」は「そもそも無効」であるにもかかわらず、そうした前提で過去の清算を日本に完結しなかった韓国政府にも重大な過誤があると事実上断罪している。そのため、韓国政府を相手取った集団訴訟も企画されている。

文在寅大統領がかつて大統領府高官として仕えた盧武鉉政権は、この問題に関する限り韓国政府に法的責任があると認め、国会と共にそれなりに救済に取り組んだ。今後、韓国政府も訴訟の当事者になれば、何らかの「包括的解決」「一括補償」をもう一度模索せざるをえなくなる。問題は、それも織り込んで自ら問題解決に当たると当事者意識が今の文政権にあるかどうかだが、朴政権による慰安婦合意が糾弾される中で、もう一つの「火中の栗」を拾おうとする者は誰もいない。

すでに日本企業の資産が差し押さえられた状況である。安倍首相は「対抗措置」を取ると明言している。「外交上の経路」（日韓請求権協定第三条第一項）で埒が明かなければ、「仲裁委員会」（同条第二項）の設置であれ、国際司法裁判所への提訴であれ、日韓関係のあり方は当事者同士だけでなく、第三者に開かれたかたちで問われることになる。

「特殊」から「普通」へ

「合意は拘束する（pacta sunt servanda）」というのは法の一般原則である。一方の当事者における政権交代やそれまでとは異なる司法判断は「事情変更（clausula rebus sic stantibus）」には該当せず、もう一方の当事者に「合意」の変更を一方的に要求できるものではない。この原則を第六二条として明示している「条約法」に関するウィーン条約には日韓両国とも加盟しているし、韓国憲法にも「憲法に拠って締結・公布された条約と一般的に承認されている国際法規は国内法と同じ効力を有する」と定められている。

法的安定性はあらゆる関係の基盤であり、社会全体（public）の利害がかかっている。こうした「普く通じる」ロジックとエビデンスに基づいて「心と精神を勝ち取る」PR戦略が欠かせない。

これまで「特殊」とみなされることが多かった日韓関係も、「普通」の二国間関係に様変わりした。歴史問題に対する「特別な配慮」はもはや不要／不用で、国力の差も埋まる中、それぞれの価値と利益を最優先にする「自国第一主義」が前景化している。

そうでなくても、世界大で、ルールや規範に基づいたり

べラルな国際秩序に結びが生じている。米中の間でパワー・トランジションが進む中、朝鮮半島をめぐる安保においても、米国の「寛大な」関与が意思と能力の両方で弱まる趨勢にあることは明らかである。トランプ大統領という個人に由来する話では決してない。たとえば在韓米軍の駐留が続いたとしても、中長期的には、中国のプレゼンスが圧倒的に大きくなり、朝鮮半島全体がその勢力圏に取り込まれていく可能性が高い。

米離脱後のTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の発効やインド太平洋構想には、こうしたグローバルな構造変化に対する日本の積極的な外交姿勢（Proactive diplomacy）が表れている。前者は自らルール・メイキングを主導することで米国の復帰やリーダーシップの自覚を促す一方で、後者は日米共同プロジェクトとして中国を「包摂」することで国際社会の責任ある一員に「変容」させようとするものである。

韓国も「諦める」必要はない。ただ、半島と列島では、大陸勢力や海洋勢力それぞれとの「地政心理」（ロー・ダニエル）がそもそも異なり、その差が広がるのは半ば不可避であると諦観した上で、切らずに、踏みとどまらせ、完全には追いやらないことが当面のゴールである。●